**ケーススタディ１（「死にたい」と訴える生徒への対応）**

１　概要

女子生徒ＡとＢは、高校入学以来、友人関係にあり、校内でも常に二人で行動している。

　Ａ、Ｂともに、３年１学期は順調に高校生活を送っていたが、Ｂは、夏休みに、進路をめぐる親とのトラブル（経済的な理由から進学を断念すること）があり、２学期に入ると欠席がちとなり、Ａとも疎遠となった。２学期の期末考査の頃、Ｂは、Ａに対し、「自分がこんな状況になったのは、Ａが私を避けるからだ」とのメールを送るとともに、担任に「Ａからいじめられている」「いつもみんなから監視されている」「死にたい」などと訴えた。

２　グループワーク

このケースにおけるＢの訴えへの対応を、下のポイント１～４の順に考えてください。

【ポイント】

　１　Ｂを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと

　↓

２　学校としてできる支援体制

↓

３　保護者との連携で必要なこと

↓

４　Ａほか、他の生徒への対応で必要なこと

３　解説

※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

（ケースのポイント）　医学的、精神保健的視点

　「自分がこんな状況になったのは、Ａが私を避けるからだ」「いつもみんな

から監視されている」「死にたい」などの訴えは、心のケアが必要な状況で

あると判断される。

（校内での検討・対応フロー）

（留意点）

・外部機関と連携した支援体制

・生徒や保護者に学校の判断等を伝える際には、正確な記録に基づき、生徒

や保護者の心情に配慮した説明であること。また、担任だけでなく、管理

職、養護教諭等も必ず加わり、生徒及び保護者に面談により説明のこと。

記録も正確に残すこと。（資料１　「自殺予防に関するQ&A」参照）

４　振り返り

　　 「指導記録の適正管理、情報共有」「生徒や保護者の心情に配慮した対　　応」「外部機関との連携」「指導計画の作成」「ケース会議の開催」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

５　発表と記録の保存

**ケーススタディ２　（問題行動を起こした生徒及び保護者への対応）**

１　概要

平成○○年10月昼休み、生徒Ａ（高校１年男子）が、同じクラスの生徒Ｂに対して、自分の言うことを聞かないことを理由に、一方的に暴力を振るったので、学年と生徒指導部による周辺生徒からの聞き取りや過去の指導経過等による事実確認をもとに、校長は、当分の間、特別な指導を行うこととした。

　校長が指導について、保護者同伴のもと、生徒に申し渡しを行った後、担任と生徒指導主事が、保護者に対し、学校と家庭が連携した指導や特別な指導の期間中の取組内容を伝えたところ、Ａの保護者は、「うちの子だけが悪いのではない。ただのけんかじゃないか」との主張を繰り返し、指導に協力的ではなかった。

２　グループワーク

このケースにおける対応を、下のポイント１～４の順に考えてください。

【ポイント】

　１　Ａを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと

　↓

２　１を踏まえた事実確認の方法として留意すべきこと

↓

３　保護者から協力を得るためにはどうすべきか

↓

４　保護者とＡの課題や背景を共有するにはどのような方法が有効か

３　解説

※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

※このケースでは、資料３「保護者等対応資料」が、参考となりますので、グループワークの際には、同資料を参照しながら、協議を進めてください。

（ケースのポイント）　 生徒の課題等の保護者との共有

　「うちの子だけが悪いのではない。ただの喧嘩じゃないか」との主張　　を繰り返し、協力的でなかったとの状況から、今後の指導に困難が予想される。正確な記録による事実を根気強く説明し、生徒の課題や背景等を共有し、組織として対応する必要がある。

※生徒の受容を前提とし、以下の手順による指導が想定される。

（保護者対応）

（留意点）

協力的でない保護者には、当初から外部人材、機関との連携が必要である。指導対象は生徒であり、生徒が通常の学校生活を送ることが目的であることに留意し、特別な指導の期間を、いたずらに延ばすことは、不適切な指導と解される場合があるので、指導期間の目途を最初から決め、学校生活適応プログラムを作成すること。

（資料３　「保護者等対応資料」参照）

４　振り返り

　　 　問題行動があった場合の事実確認、情報共有、生徒指導部といじめ防止

対策委員会等との連携の観点から、勤務校の現状を振り返り、改善策　　　を協議してください。

５　発表と記録の保存

**ケーススタディ３　（加害者が特定できない「いじめ」への対応）**

１　概要

Ａ教諭の勤務する高等学校は、昨年度のいじめの認知件数は０件で、問題行動の少ない高等学校である。

Ａ教諭は、１年生のクラス担任であったが、２学期のはじめ、クラスの生徒Ｂが、いじめを訴え出てきた。その内容は、かばんを隠されるなどの嫌がらせであった。加害生徒については、わからないとのことだった。また、生徒Ｂは、「大げさにしたくないので、親には連絡しないでくれ」と言っていた。

２　グループワーク

このケースにおける対応を、下のポイント１～４の順に考えてください。

【ポイント】

　１　Ｂを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと

　↓

２　１を踏まえ、いじめの事実確認を進める場合に留意すべきこと

　　　　誰（どの組織）が、どのように、いつ、行うか　など

　↓

３　保護者との連携はどうすべきか

↓

４　いじめの事実が判明した場合またはしなかった場合の関係生徒へのフォローにおいて留意すべきこと

３　解説

※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

（ケースのポイント）

　　　いじめの認知

　 このケースでは、実際にいじめが進行中であるので、加害とされる生

徒を捜すことを目的に、記名式のアンケートや心理検査を実施することも考えられる。

　しかし、いじめの認知に関しては、生徒の実態をより適切に把握して対策を講ずるための無記名式のアンケートが考えられる。無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢が必要である。被害者や加害者が誰なのかを知るためにアンケートを実施する、という安易な発想を教職員全員が捨てることが必要である。

　アンケート調査では、認知できないいじめがあることに留意すること。

保護者との連携

　 保護者への連絡などについては、生徒との信頼関係、家庭状況なども考慮する必要があり、ケースバイケースである。このことについては、学校として、知見を積み上げていくことが重要である。

一方で、小さなトラブルやいじめと疑われるようなことが重大な事案

につながる場合がある。このことから、教員１人で、生徒の悩みや相談

を抱え込むことは適切ではない。学校として、生徒の悩みや相談内容を

共有し、学校での友人関係など、生徒の背景にまで踏み込み、状況をよ

く検討し、保護者と連携して対応していく必要がある。

また、家庭状況を踏まえ、初期の段階から、スクールソーシャルワーカー等の外部人材からの支援、協力が必要となる場合もあることに留意すること。

留意点

・いじめに対する社会の関心には波があるが、いじめの発生件数自体に

は目立った波やピークはないこと

・いじめは、必ずしも、非行や暴力の多い学校や学年で起きやすいといっ

た事実はないこと

・いじめは、必ずしも、特定の生徒が起こしているといった事実は確認で

きないこと

・いじめを行うグループの中には、意に反して仲間に加えられている者が

いる場合があること

・深刻ないじめ事案を除けば、被害者、加害者が、比較的短期間で大きく

入れ替わる例があること

・（H29.1　文部科学省による行政説明資料より）

いじめに係る多くの悲惨な事案では、教職員の抱え込みが見られる。

学校にいじめ防止のための「組織」を作ることが、いじめ防止対策推

進法で決まっているのは、抱え込みを防ぐためである。

いじめについて、教職員の意識が「自分で解決しなければ」「迷惑

はかけられない」等では、解決にはつながらない。

４　振り返り

　　 「いじめ認知の校内における手順は適切か」、「現在のいじめ認知のためのアンケート調査の実施方法等は妥当か、有効に機能しているか」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

５　発表と記録の保存

**ケーススタディ４　（教員の「いじめ」に関する認識の共有）**

１　概要

Ａ教諭は、競技経験はないが、Ｘ高等学校バレーボール部の副顧問で、競技経験のある正顧問のＢ教諭とともに、連日、練習に参加するなど、熱心に指導していた。

　ある日、部員の生徒Ｃの保護者から、教頭に、「うちの息子が、同学年の部員達から、意図的に孤立させられている。何とかしてほしい」との苦情があった。また、Ａ教諭が、Ｃから聴き取りを行うと、同様のことを訴えた。

　教頭は、ＣがＡ教諭のクラスの生徒でもあったため、Ａ教諭に対応するよう、指示した。Ａ教諭は、Ｂ教諭に部員一人一人から聴き取りを行うことを提案したが、Ｂ教諭は、「部員同士の人間関係トラブルは本人達で解決させた方がよい、そんなことは、どこでもあることだ、あまり大騒ぎしない方がよい」との意見だった。

　結果として、Ｂ教諭の意見どおり対応していたが、Ｃはバレーボール部を辞めたばかりか、登校できなくなった。

２　グループワーク

このケースにおける対応を、下のポイント１～４の順に考えてください。

【ポイント】

　１　Ｃを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと

　↓

２　Ｃへの支援をどう行っていくべきか

↓

３　このケースでは、組織的な対応とはなっていなかったが、どの点に

問題があったのか

　　　 ↓

４　本事案に係るＡ教諭及びＢ教諭の受け止めの問題点はどこにある

か

３　解説

※以下は、ポイントのうちの一つです。様々な視点から、話し合いを進める一つの材料としてください。

（ケースのポイント）

　　①事案発生時の初期対応

・チームとして、相談にあたること

・事実確認とこれまでの記録の確認

・確認された事実の学校全体での情報共有

・当該保護者への適切な情報提供

・確認された情報についての分析、評価の開始

　　②認識の共有と行動の一元化

・同じ出来事に対する教職員の反応には、一つの学校の中でも温度差があ

る。ある教職員がいじめと判断しても､別の教職員はそのようには判断

しない場合もあること

・教員間の温度差が、対応の差を生み、いじめ等が放置される可能性があ

ること

・いじめか否かを個人的な判断に委ねることなく、｢組織｣で行うこと

・いじめという事象に対する認識の共有を図るような校内研修を実施する

こと

・一部の教職員が、気づいていながら、報告を怠ったり、報告を受けた担

当者が、情報を抱え込んだり、対応を先延ばしにしたりした結果、重大

事態に至った事例があること

４　振り返り

　　　「事案発生時の初期対応」、「いじめに関する認識の共有と行動の一元化」　　の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

５　発表と記録の保存

**ケーススタディ５　(生徒の自殺)**

※本資料22ページの「ケース５におけるファシリテートの考え方」を参照して研修をすすめてください。

１　概要

　平成○○年７月、Ａ高等学校の２年生男子生徒Ｂは、９月に実施される

文化祭のために、生徒会役員として準備を進めていた。

ところが、生徒会役員の一人である２年生男子生徒Ｃと、文化祭の企画

をめぐり、口論となった。その際、Ｂは、その口論の仲裁をした他の生徒会役員の生徒達に対しても、「だからこの生徒会はダメなんだ」などと不満をぶつけた。

このトラブルの翌日に、その内容をＣから聞いた生徒会顧問Ｄ教諭やＢ

のクラス担任Ｅ教諭は、Ｂから丁寧に聴き取りをし、Ｂの気持ちを受け止

めるとともに、同日夕方に、Ｅ教諭は、保護者にも状況を説明し、連携し

て見守っていくこととした。

その後も、Ｅ教諭は保護者と連携してＢを指導していたが、８月末の日

曜日、Ｂは、「疲れた」と書いた置き手紙を残し、行方不明となった。

学校は、保護者に警察への通報を要請し、保護者は警察に捜索願を提出

したが、２日後、Ｂは、縊死した状態で見つかった。

２　グループワーク

このケースについて、下のポイント１～３の順に考えてください。

【ポイント】

　１　このケースでは、不幸にして、生徒の自殺が起こってしまいました

が、あなたが、生徒会顧問Ｄ教諭、クラス担任Ｅ教諭であったら、こ

の生徒のために何ができたか、話し合ってください。

　　　 ↓

２　生徒の自殺の未然防止のために、「教員としてできること」、「学

校としてできること」、「外部と連携して取り組むこと」について話

し合ってください。

　　　 ↓

３　上記２の協議を踏まえ、勤務校における生徒指導の充実のために

は、どのようなことを共通認識として持っていなければならないか、

考えをまとめてください。

３　解説

（ケースのポイント）

自殺の未然防止等については、以下の流れとなる。

（予防活動）

・「相談しやすい学校の雰囲気づくり」

・「言葉にならない声への気づき、サインへの気づき」

・「多角的な視点を生かした生徒理解（学校全体での情報共有）」

などをポイントに、「教員として」「学校として」できることを考える。

○　生徒の自殺を未然に防ぐために、教員としてできること（主なもの）

・学校での友人関係など、生徒の背景を理解し、受容すること

・生徒の変化に気づくこと

・見逃し、失敗を素直に反省し、その反省を活かして、生徒の相談に対

応すること

　　　・生徒の相談などを１人で抱え込まないこと

○　生徒の自殺を未然に防ぐために、学校としてできること（主なもの）

・生徒の自殺の未然防止に係る共通認識を形成すること

・命の大切さについて指導すること

・面談等を定期的に実施し、その記録を、必要に応じて全体で共有する

こと（生徒のファーストシグナルを見落としたとしても、セカンドシ

グナルを捉え、適切に対応する体制の構築）

・特定の人物やセクションに生徒の相談を集中させないこと

・生徒の自殺の未然防止に係る講演会（生徒向け、教職員向け）を実施

すること

・生徒指導に係る校内研修を定期的に実施すること

○　生徒の自殺を未然に防ぐために、外部と連携して取り組むこと

・生徒の相談について、教員個人や学校だけで抱え込まないこと

・中学校等から、生徒に係る情報収集に努めること

・保護者に対して、「学校は、必要に応じて、生徒の学校生活適応等の

ために、医療、福祉等との連携を生徒や保護者に提案することもあり

得る」とあらかじめ周知しておくこと

　　　・希死念慮等については、学校の教育相談では、解決が困難な場合が想

定されるので、専門機関への相談を検討すること

（危機対応）

○保護者から希死念慮等の連絡があった場合

ケース会議

管理職、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、SSW等による今後の指導方針・計画の決定作成

情報収集

内容、現状、原因（背景）等を保護者から聴き取り、場合によっては関係する生徒からも細心の注意を払って聴き取り

保護者との連携

担任及び複数の教員で、生徒面談を行ったり、必要に応じて、家庭訪問するなど、生徒の状態を観察

必要に応じ、生徒及び保護者と十分協議し、医療・福祉等の機関との連携を行い、それらの機関と連携した教育活動を展開

　また、学習面、生活面での配慮等の検討が必要

○　自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂があった場合

（平成21年３月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』より）

（留意点）

・初期段階においては、「多方面から情報収集すること」、「事実と推測、判断を区別すること」、「状況をまとめ、以降の対応経過を記録すること」などが必要

※学校危機対応チームとは

　生徒の自殺未遂事案等が発生した場合、生徒、保護者、報道等への対応が必要となる。また、このまま手を打たなければ、どんな問題が起こりうるのかとの視点や不測の事態を想定した対応を考慮することも必要である。

　そのために、以下のメンバーで構成され、以下の役割を担う「学校危機対応チーム」の組織を、通常時から想定することが重要である。

（メンバー）管理職、生徒指導主事、教育相談担当者、学年主任、担任、保健

主事、養護教諭、SSW等

（役 割）当該生徒の状況把握、指導記録の確認、自殺の危険性についての

協議、影響を受ける可能性のある生徒のリストアップ、保護者との

連携、外部対応の一本化、具体的対応策（教職員の役割分担（誰が、

何を、いつまで）、警察や医療機関との連携など）の検討

（事後対応　○不幸にして自殺が起きてしまったときの対応）

資料２　「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」参照）

４　振り返り

　　　「一人で抱え込まず、チームで対応できる体制になっているか」、「教育相談担当者と生徒指導担当者の連携はとれているか」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策を協議してください。

５　発表と記録の保存

ケース５におけるファシリテートの考え方

ケーススタディ５の目的は、生徒の自殺は、思いがけないきっかけで起こり得るという認識のもと、生徒の自殺を未然に防ぐために、教員としてできること、学校としてできること、外部と連携しながらできることなどを見いだすことです。「できない」、「防げない」という観点ではなく、「できる」という観点で研修を進めてください。

ただし、医療等の専門性のある対応や教員や学校による24時間の見守り体制など、教員、学校ではできないこともあります。「やらなければならない」、「できる」と思い込み、生徒の悩みなどを教員や学校が抱え込んでしまうことは、不幸な結果を招きかねないことに留意する必要があります。

1. このケース５においては、ケース１～４と異なり、生徒等への対応、学

校の指導の在り方等について、様々な方法が考えられます。

1. それぞれが、日頃の教育活動を振り返り、生徒や学校の現状を踏まえて、

いろいろな意見や疑問を述べ、生徒の自殺の未然防止のために、教員あるい

は学校として何ができるか、また、外部と連携した取組などを考え、教職員

全員が生徒の自殺の未然防止についての共通認識を持つことができるよう

にしてください。

1. 生徒の自殺の未然防止に関して、「防ぐことはできない」などが、話の

中心となってしまうと、研修効果がなくなります。防ぐことができる可能

性を見いだすことを考えるよう導いてください。

1. このケースにおいては、「日常的な学校づくり」、「生徒の心のより所」、

「生徒の感情のはけ口」、「安全、安心な学校」等のポイントで、学校の

自殺の未然防止について話し合うことも有効です。

1. 本研修資料32ページの「自殺予防について、教師のできること・できな

いこと」を研修の際に、参照することも有効です。